## 資料3

## 行財政改革大綱と行財政運営指針との違い

	亀岡市行財政運営指針
目的	効率的で持続可能な行財政運営 を推進するための方向性を示す
計画期間	期間を定めない (随時見直し)
策定方法	行政改革推進委員会の 意見に基づき市が作成
実施計画	実施計画を定めず、総合 計画や各個別計画を推進
委員会の役割	<ul><li>持続可能な行財政運営に関する各項目の数値を確認・評価</li><li>行財政に関する研究・提言</li></ul>
委員会の開催	年1~2回(予定)
	計画期間 策定方法 実施計画 委員会の役割

## 行政改革推進委員会との連携方法

亀岡市行政改革推進委員会の役割を次のとおり定め、連携して効率的で持続可能 な行財政運営を推進します。

- 1 健全で効率的な行財政運営に関する各項目の数値を確認・評価
- ・人口(社会増減、自然増減)・財政(市債残高、将来負担比率)・ICT化(事務改善、市民サービス向上)
- ・公民連携、アウトソーシング、市民協働、庁内連携の件数・広域連携の状況・情報公開の状況 等
- 2 行財政運営に関する研究・提言(年1件)
- ・複数の候補から研究テーマを選定
- ・事務局が研究成果を報告し、委員会が今後の行財政運営に関する提言を行う。
- ・例)使用料・手数料の見直し、公共施設のあり方、職員定数の見直し 窓口サービス改革(開庁時間、窓口統合、コンシェルジュ) 等